

広島県告示第九百五十七号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和三年十月二十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
安登西十丁目八地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

市・区	町	大字	字	地番	標柱番号
呉市	安浦町	安登西一〇丁目	小田野原	三三七番一五	標柱一号
		安登		一〇三三八番三	標柱二号、三号、四号、五号、六号及び七号
		安登西一〇丁目		七八〇番五	標柱八号